

本格化するマクロ・ミクロ健全性監督 ～増大する規制要件への対応

マクロ及びミクロ健全性監督の観点からG-SIFIsを含む大手金融機関を対象として共通データプレートに則したデータの提出の枠組みが提案された。規制対応の負担軽減と実効性のあるリスク管理という二つの異なる目標を同時に達成するために、機動的なリスク管理には何が必要かという視点からあらためて規制要件を見ることも必要なのではないか。

2011年11月4日、金融安定化理事会（以下FSB）はグローバルなシステム上重要な金融機関（以下G-SIFIs）のリストを公表した¹⁾。G-SIFIsには、米国（8社）、欧州（17社）、中国（1社）、日本（3社）の大手金融機関29行が特定された。日本からは、みずほフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャル・グループ、三菱東京UFJフィナンシャル・グループの3社が入った。G-SIFIsのリストは、毎年11月に更新される予定だ。今回リストに含まれなかった大手金融機関も来年以降リストに含まれる可能性がある。G-SIFIsには、破綻処理計画の策定（2012年末期限）と追加的な自己資本の積み増しが求められる予定だが、このうち自己資本の積み増しは、2014年11月に特定されるG-SIFIsが対象となる。

増大する規制報告負担

G-SIFIsリスト公表に先駆けて、2011年10月に「金融上の連関性の把握：グローバルにシステム上重要な銀行に対する共通のデータプレート」市中協議文書が公表された。これは、マクロ及びミクロ健全性監督の観点から、G-SIFIsに対して共通データプレートに則したデータの提出の枠組みを提案するものである。欧米の金融監督機関には、2008年の金融危機時に政策的判断における適時かつ正確な情報の欠如、なかでも大手金融機関間の取引情報がほとんどなかったことが、結果として公的資金の注入など政策費用の増大に繋がったとの認識と反省がある。こうした情報ギャップを埋めるために、G20²⁾の要請を受け、FSBは、国際機関及び各国金融当局の専門家から成るワーキンググループを設

置。まずG-SIFIsに対する共通のデータプレート案について検討を進めてきた。その結果が今回の市中協議文書である。市中協議文書では、2008年の金融危機時に健全化した集中リスク、市場リスク、資金調達リスク、伝播リスク³⁾、ソブリンリスクの5つのリスクに対応するために、下表の4つのデータ類型から構成される

図表 データプレート(案)の情報類型

データ類型	データの概要	頻度
Institution to Institution (対金融機関取引)	・カウンターパーティ・エクスポージャー（連結） （上位50先／8分類）	週次あるいは月次 （3日以内に報告）
	・資金調達先（連結）（上位50先／調達手段／残存期間）	週次あるいは月次 （3日以内に報告）
Institution to Aggregate (当該金融機関の国、セクターなどへの依存度を示すデータ)	・カウンターパーティ・エクスポージャー（連結）（国／セクター／金融商品／通貨／満期等にブレイクダウン）	四半期 （4週間以内に報告）
	・資金調達先（連結）（金融商品／通貨／満期等にブレイクダウン）	四半期 （4週間以内に報告）
構造的かつシステム上の重要性	・システム上の重要性に関する評価指標	年次 あるいは四半期毎
	・強靱性に関する指標（収益、延滞、リスクウエイト資産、ティア1資本等）	年次 あるいは四半期毎
	・グループの組織体制に関する指標	年次
受動的データとアドホックデータ	・受動的データとは、前述の定期報告データの報告頻度や粒度を高めるもの	
	・アドホックデータとは、定期報告の枠組みに含まれないデータを指す	最低年1回、 手順チェックを 実施

(出所) 金融安定化理事会「金融上の連関性の把握：グローバルにシステム上重要な銀行に対する共通のデータプレート」市中協議文書、2011年10月6日からNRI作成

NOTE

- 1) システム上重要な金融機関(SIFIs)は、「その規模、複雑性、システミックな相互連関性のために、経営危機や無秩序な破綻がより広く金融システムと経済活動に著しい混乱をもたらすと考えられる金融機関」と定義されている(金融安定化理事会「システム重要な金融機関に対処するための政策判断」)。
- 2) 2009年11月開催。
- 3) Contagion/spill-over risk。
- 4) 保険会社、ヘッジファンドなどのノンバンクについては、別途、共通データテンプレートの検討が進められている。
- 5) FSB 2012年1月10日付プレスリリース。

共通テンプレートを提案している。

今回の共通テンプレート案は、G-SIFIsを含む大手金融機関を対象としているが、各国の規制当局には、国内のシステム上重要な金融機関に対して同様のデータの提出を検討することが認められており、国内を中心に活動する銀行にも影響が及ぶ可能性がある。2012年1月に開催されたFSB会合では現在G-SIFIsを対象に進められている枠組を年内に各国の国内のシステム上重要な銀行に拡大することが協議された⁴⁾⁵⁾。

増大する規制負担にどう対応するか ～考え方を考える

市中協議文書では、データベース構築やシステム対応など金融機関側の体制整備にかかる負担に配慮し、2012年末から段階的に実施することを提案している。例えば、信用リスク分野では、信用の質は短期間では大きく変化しないという理由から現状は月次報告が一般的になっている。この頻度を月次から週次に上げるだけでも負荷が4倍に高まるわけだ。更に、グループ連結ベースでのデータの収集や名寄せ等に伴う負担が上乗せされるため、現行の報告体制を抜本的に見直さなければならぬ可能性もある。バーゼルⅡ以降、金融機関のリスク管理を巡る規制強化は、単なる規制対応で済ますにはコストが高く付きすぎるという状況だ。今回の提案も同様であろう。

しかし、今回の市中協議文書には着目すべき点がある。それは、平常時だけでなく、日々刻々と状況が変化する危機時を包含・想定していることだ。ベアスターズとリーマンブラザーズの破綻の経験を通じ、欧米の大手金融機関の経営陣は、危機時における迅速かつ正

確な情報の把握の重要性を痛感した。どこに、どれだけのエクスポージャーがあるのかを把握するのに時間がかかり、迅速な意志決定ができない、不十分な情報にもとづいて意志決定をせざるを得ないという状況に陥ったからだ。これは、邦銀も例外ではなかったようである。この経験から、欧米の大手金融機関では、規制対応というよりもむしろ経営陣からの強い要請で、トップダウンで各種報告の頻度や粒度の改善を進めてきた。その結果、2011年7～8月の欧州市場の混乱時には、大手米銀は欧州向け大口信用エクスポージャーを数時間以内に把握できる環境を整備するに至ったのである。既に欧米の大手金融機関では、内部経営管理上の必要性に迫られ、今回の提案に対応できるような体制を整備しつつあるとも言える。

金融危機後の規制強化の流れは、金融機関にとって非常に厳しいものとなっている。しかし、規制の背景には、危機時の経験があり、今の規制は厳し過ぎるという言葉ではかたづけられないものがあるように思う。規制対応と経営管理を完全に分離するのではなく、機動的なリスク管理には何が必要かという視点からあらためて規制要件を見ることにより、規制対応の負担軽減と実効性のあるリスク管理という二つの異なる目標を同時に達成することが可能になるのではないか。



Writer's Profile



川橋 仁美 Hitomi Kawahashi

金融ITイノベーション研究部
上級研究員
専門はリスク管理、内外金融機関経営
focus@nri.co.jp